

豊中市認知症予防教室業務委託事業者募集要領

1. 実施目的

豊中市認知症予防教室の業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、当該業務を事業者
に委託することとします。

委託事業者の選考において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に
評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

2. 業務概要

- (1) 業務名 豊中市認知症予防教室業務
- (2) 業務内容 『豊中市認知症予防教室業務委託仕様書』参照
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 12 年（2030 年）3 月 31 日まで。ただし、契約締結日か
ら令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までは準備期間とする。
※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づいて長期継
続契約とする。

3. 提案上限額

単年度 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 参加資格

本件に参加できる者は、参加申込書等の提出時点で下記のすべての要件を満たすものとします。な
お、本申込書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けて
いないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札
参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改
正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定によ
る会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和
議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者で
あること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申
立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再
生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確
定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者
とみなす。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 公募選考のスケジュール

項 目	日 時
実施要領の公表	10 月 1 日（木）
公募参加意向表明書 兼 公募説明会の 参加申込の提出	10 月 15 日（木）午後 5 時まで（必着）
公募説明会 ※オンライン（Zoom）開催	10 月 19 日（月）午前 10 時から 11 時
質問事項の受付	10 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）
質問事項への回答	10 月 29 日（木）
企画提案書の提出期限	11 月 5 日（木）午後 5 時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	11 月 11 日（水） ※提案者が 4 者以上の場合のみ実施
第一次審査結果の通知予定日	11 月 16 日（月）
第二次審査（プレゼンテーション）	11 月 25 日（水）午後 1 時から午後 5 時（予定）
第二次審査結果の通知予定日	12 月 2 日（水）以降
委託契約の締結予定日	12 月下旬
選定結果の公表予定日	12 月下旬

※いずれも、令和 8 年（2026 年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

6. 公募説明会（必須）

公募を検討されている場合は必ずご参加ください。

【開催日時】 令和 8 年 10 月 19 日（月）午前 10 時から 11 時

【開催方法】 オンライン（Zoom）開催

【参加方法】 「公募参加意向表明書 兼 公募説明会参加申込書」（様式第 1 号）を電子メールで提出

※令和 8 年 10 月 15 日（水）午後 5 時（必着）

【提出先】 kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp
(豊中市 健康医療部 健康推進課 健康支援係)

7. 質問書の受付

本募集要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第2号）を電子メールもしくはFAXにて提出すること。

【提出期限】 令和8年10月22日（木）午後5時（必着）

【回答】 令和8年10月29日（木）市ホームページに掲載

【備考】 電話での質問は一切受け付けません。

<応募前に必要な提出書類>

様式第1号	公募参加意向表明書兼 公募説明会参加申込書	令和8年10月15日（木）午後5時まで
様式第2号	質問書	※質問があれば令和8年10月19日（月）～令和8年 10月22日（木）まで
様式第3号	公募参加意向表明辞退届	令和8年11月12日（木）午後5時まで

8. 企画提案書等の提出

【提出期限】 令和8年11月5日（木）午後5時まで（必着）

【提出先】 豊中市保健所 健康医療部 健康推進課 健康支援係
豊中市中桜塚4-11-1（豊中市保健所2階）
受付時間：午前9時～午後5時

【提出方法】 持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅急便等）とし、電子メールの提出は不可とする。なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は6部とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴る。また、PDF形式で1つのファイルにしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。

【提出書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

＜応募に必要な書類＞

項 目	内 容
申込書 (様式第 4 号)	・プレゼンテーション出席予定者及び担当部署（連絡先）を記入。
提案者の概要 (様式第 5 号)	・業務内容は代表的な業務分野を記入。 ・組織図は別紙の提出でも可。
提案者の業務実績 (様式第 6 号)	・令和元年度（2019 年度）以降に受注した地方公共団体の介護予防事業や健康づくり事業の実績を記入。
企画提案書 (A4 判任意様式)	・提案内容は仕様書および後述「9. 審査方法等」の審査基準の評価項目に基づいて提案すること。 ・プログラムについては、厚生労働省、国立長寿医療研究センター等により学術的にエビデンスが証明されているものあるいは効果が実証されている内容であることが望ましい。エビデンスや効果を踏まえた内容である場合はその旨を提案書に記載すること。 ・作成にあたって提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者の名称や商号などを記載しないこと。
統括責任者及び担当者の業務実績 (様式第 7 号)	・「従事分野の経歴等」は、本業務で担当する分野について最終学校卒業後の経歴をご記入ください。
入札参加停止措置等状況調書（様式第 8 号）	・措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書類による警告を受けた場合はその写しを添付してください。
見積書（A4 判任意様式）	・見積書は必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。 ・見積金額は税抜きで表記し、税額及び税込額がわかるよう明記すること。
プレゼンテーション資料（任意様式）	・第二次審査にて使用するプレゼンテーション資料と同一のものとする。

9. 審査方法等

市職員で構成される選考委員会を設置する。提案者が 4 者以上あった場合は、事前に第一次審査（書類審査）を行い、3 者を選定する。その後、企画提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で、最も高い評価を得たものを受託候補者とする。第二次審査の結果、全体配点の 50%未満の提案は、順位が一位の場合であっても受託候補者としな

い。また最高点のものが複数の場合は、選考委員会で合議のうえ受託候補者を決定するものとする。

〈第一次審査（書類審査）〉

【日 時 等】 令和 8 年 11 月 11 日（水）提案者が 4 者以上の場合、書類選考を行う。

【結果通知】 令和 8 年 11 月 16 日（月）電子メールにて結果を通知する。

〈第二次審査（プレゼンテーション）〉

【日 時 等】 令和 8 年 11 月 25 日（水）午後 1 時から午後 5 時（予定）

※時間等の詳細は、提案事業者すべてに別途連絡する。

【発表時間等】 30 分程度

＜内訳＞

・発表時間：15 分以内

・質疑応答：15 分程度

【発 表 者】 当日の発表者は 1 提案あたり 3 名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員であり、かつ、本事業に従事する予定のものとする。ただし、本事業に従事する従業員を今後雇用する場合は、本事業を管理監督するものが発表者となること。

【資 料】 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。

【審 査 項 目】 以下の項目に関して審査する。制限時間内にこれらの項目を含めて、わかりやすく説明すること。

	評価項目	評価事項	評価点
1	事業目的・基本的な考え方	事業の主旨や本市の取り組みを十分に理解している。	5 点
2	本事業の実施体制・実施計画について	① 実施体制（人員基準等）が適切である。	15 点
		② 緊急時の対応等の安全管理体制を整えている。	
		③ 実施計画、事業の全体スケジュールが適切である。	
3	業務実績	本業務を遂行するための実績を十分に有している。	10 点
4	実施内容について		
	プログラムについて	① デュアルタスク運動（コグニサイズなど）は適切な内容である。	30 点
		② 講話の内容は認知症進行予防に資する内容である。	
		③ 行動の変容を促進し習慣化に向けた内容である。	
		④ エビデンスに基づく、あるいは効果が実証されている内容である	
		⑤ 参加継続のための仕組みづくり、工夫がなされている。	
		⑥ 個別面談による支援が効果的に実施できる内容である。	
	認知機能等、心身機能の測定について	① 認知機能測定の方法はエビデンス等に基づく適切な内容である。	10 点
		② 問診、体力測定等の方法・内容は適切である。	
	教室の効果検証について	① 参加前後の比較や効果検証について具体的な提案がある。	10 点
		② 事業完了報告について具体的かつ効果的な内容である。	
5	運営について	① 教室中止基準を遵守し、やむを得ない事情で中止する際の参加者への説明が滞りなくできる準備がある。	10 点
		② 受診勧奨や継続支援が必要な方を適切に把握し、市に報告することができる準備がある。	
6	見積額		10 点

7	過去の処分歴等	
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。	-7点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合。	-3点

【結果通知】 第二次審査の結果は、令和8年12月2日以降にメールで通知する。なお、豊中市と仕様ならびに価格等を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

【選定結果の公表】 選定結果は、市のホームページ等により公表します。

10. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書を提出後に「4. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・第二次審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格であると認めたとき

11. 契約

- (1) 受託候補者となった者は、令和8年12月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。その際、豊中市に事業者登録のない場合は、契約締結までに下記書類をフラットファイルに綴り、一部提出すること。業者登録カード、債権者登録申込書、郵送書類チェックリスト、入札参加資格審査申込書、印鑑証明書、委任状、商業登記簿本（登記事項証明書）、法人税・所得税の納税証明書、豊中市が発行する未納の納税がない証明書もしくは市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）、取引実績書、有資格者数一覧表、営業許可証の写し等、社会保険・労働保険加入状況一覧表、社会保険・労働保険加入状況確認書類
- (2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。
この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 審査の結果、選定された受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、優先順位が次点の提案者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。

- (4) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。)

12. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。
- (2) 選考委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに「14. 事務局（問合せ先）」まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第 9 号）を提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。

13. その他

この応募要領に定めるもののほか、必要な事項については市と協議を行う。

14. 事務局（問合せ先）

豊中市保健所 健康医療部 健康推進課 健康支援係 担当：山寺・井口

〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1（豊中市保健所 2 階）

電話 06-6858-2236（直通） FAX 06-6152-7328

E-mail kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp